



(第 42 図)

(33) 飛騨国口留番所絵図 (第 42 図)

年代 江戸時代後半

寸法 38.6×54.2 (北を上にして)

所蔵 片桐文男氏

第 42 図は江戸時代における口留番所の位置を掲載した絵図である。本紙裏の奥書に「永續御取^メ(締)り書上御好差略 飛騨国口留番所絵図 口留方掛控」と記入されている。3 郡が黒い太線で区切られ、主要街道は朱線で記される。口留番所は全体で 31 カ所あり、「○」地役人勤番が 13 カ所、「□」村役人勤番が 4 カ所、「△」村役人勤番が 14 カ所の内訳である。

番所の姿図がそれぞれの位置に描かれているが、全て一律の絵である。また、△の番所には付せんが貼られているが、余白の凡例に「明口」と記してあり、ある時期に番所を解放するようになったことを示す。

・吉城郡

□羽根口、□二ツ屋口、○小豆沢口、△加賀沢口、○中山口、○荒田口、△跡津川口、△茂住下ノ口、△茂住上ノ口、△和佐保口、△山ノ村口、△下之本口、△平湯口

○→3 カ所、□→2 カ所、△→8 カ所、合計 13 カ所

・大野郡

○小白川口、△椿原口、□牛首口、○野ノ俣口、○寺河戸口、○大原口、△山之口、△渚口、△阿多粕口

○→4 カ所、□→1 カ所、△→4 カ所、合計 9 カ所

・益田郡

□上馬瀬口、○下馬瀬口、△川原口、○下原口、○福来口、△大湊口、○門和佐口、○御厩野口、○上ヶ洞口

○→6 カ所、□→1 カ所、△→2 カ所、合計 9 カ所

○印 13 カ所が隣国へ通ずる街道筋に設けられた重要な番所で、地役人が勤番をしていた。□印、△印 18 カ所は飛騨国内の番所で、△印 14 カ所には白い和紙の小さい付せんが貼られ、「明口」と凡例にあり、開放されたことを示す。

○、□印の隣国へ通ずる番所と行先は次の通りである。

荒田口 →越中東猪谷	小豆沢口→越中蟹寺
二ツ屋口→越中長谷	羽根口 →越中水無
小白川口→越中赤尾	
野ノ俣口→濃州西洞	寺河戸口→濃州水沢
大原口 →濃州坂本	上馬瀬口→濃州小川
下馬瀬口→濃州弓掛	下原口 →濃州金山
福来口 →濃州田嶋	門和佐口→濃州小野
御厩野口→濃州小郷	
上ヶ洞口→信州関屋、川浦の 2 方向	
平湯口 →信州大根川	

※掲載されている情報（文章、写真など）は、著作権法上認められた例外を除き、高山市教育委員会に無断で複製・引用・転用・転載などの利用をすることはできません。